

第4章

信書便事業の周知活動等

第1節 信書便事業の周知等

1 信書便事業説明会の実施

(1) 信書便法施行前

平成15年4月からの信書便法の施行に当たり、民間事業者の信書便事業への円滑な参入を支援するため、参入手続等に関する説明を希望する民間事業者の方を対象として、平成15年2月から3月にかけて全国11か所において説明会を実施し、延べ406社・団体が参加しました。

(2) 信書便法施行後

信書便法施行以降も制度の一層の周知を図るため、毎年度全国各地で説明会を開催して

います。

①平成16年度

民間事業者及び利用者が一同に会する形で、全国23カ所を実施し、延べ662社・団体が参加しました。

②平成17年度

民間事業者向けのもの、利用者向けのを別々に分け、主に地方自治体等の利用者を中心とした説明会を全国19カ所を実施し、延べ371社・団体が参加しました。

2 パンフレット等の作成・配布

平成17年度においては、「特定信書便事業のご案内」、「信書便年報」等の周知用パンフレットを

作成し、配布しました。

3 総務省ホームページ(HP)への掲載

平成15年度から、信書便事業に関する制度、申請の手引き、関係法令、参入事業者の概況(社名、

住所、取扱う役務の内容等)などを総務省HPに掲載しております。

<参考> <http://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>

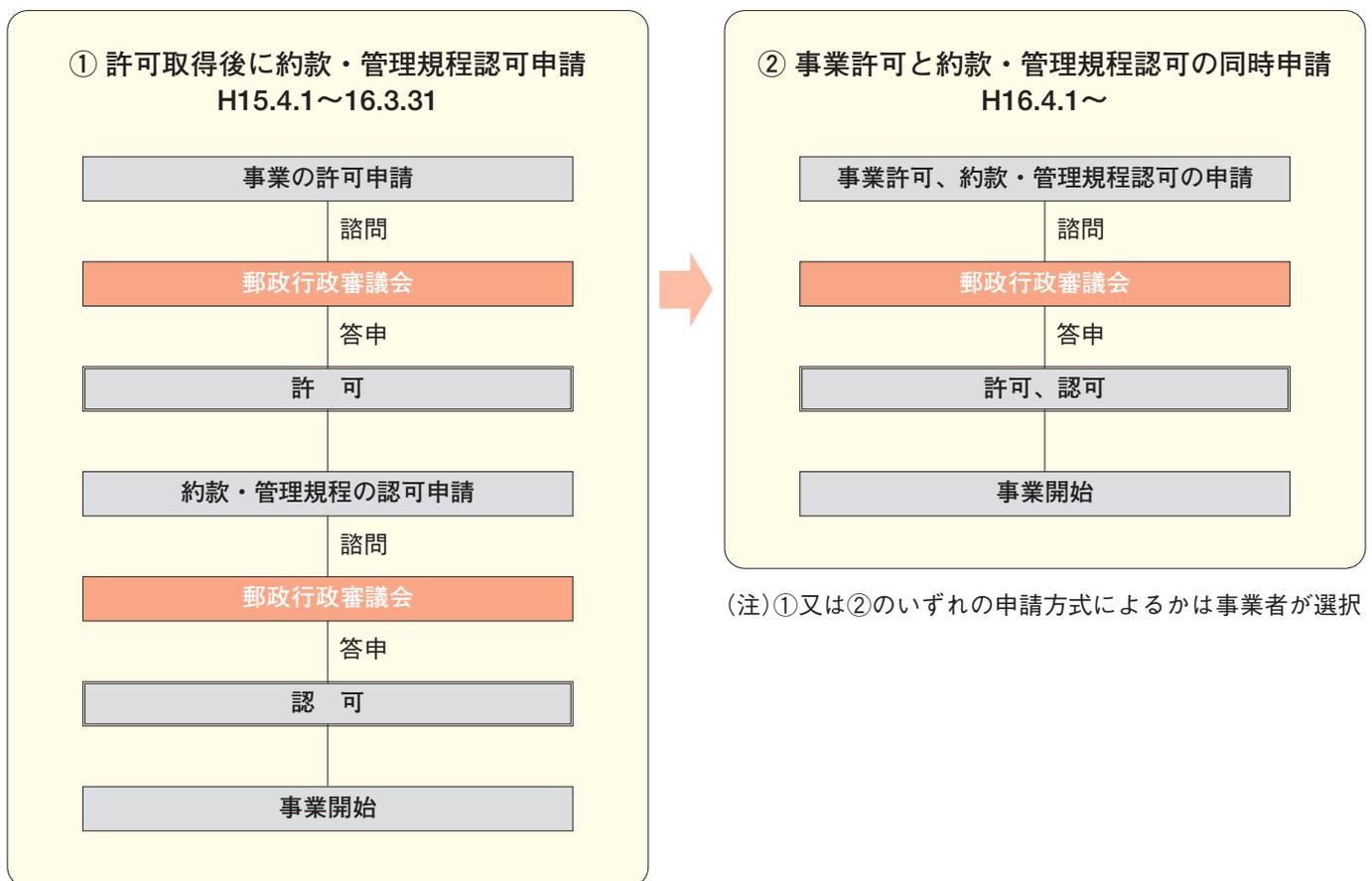
第2節 特定信書便事業の許認可手続の迅速化等

特定信書便事業へ参入する事業者は、事業計画等、信書便約款及び信書便管理規程について、あらかじめ総務大臣の許認可を受けることとされています。

平成15年4月1日の信書便法施行時には、事業計画等について総務大臣の許可を取得した後に信書便約款及び信書便管理規程について総務大臣の認可を申請する運用になっていましたが、手続の迅速化等を図るため、平成16年4月1日からは事業計画等の許可と信書便約款及び信書便管理規程の認可を同時に申請できるようにしました。(図表14参照)

また、これらを同時に申請する場合には添付書類の一部を省略できることとし、申請者の負担軽減も図りました。(図表15参照)

図表14【信書便事業の許可申請から事業開始までの手続の迅速化】



図表15【許可・認可同時申請時の添付書類の簡素化】

添付書類	申請形態	許可取得後認可申請	許可・認可同時申請
事業収支見積書		○	○
信書便管理規程の概要		○	×
業務委託契約書の写し等		○	○

第3節 郵政行政審議会

1 役割

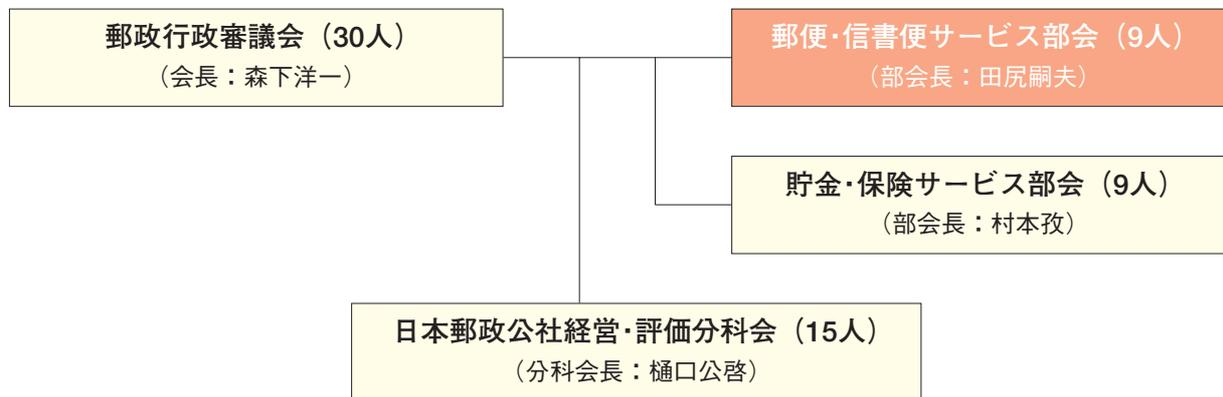
郵政行政審議会は総務大臣の諮問等に応じて、郵政事業に関し、法令によりその権限に属させられた事項を調査審議及び審査する機関で、学識経

験者等によって構成されています。

平成13年1月6日の総務省の発足と同時に同省の諮問機関として設置されました。

2 組織

郵政行政審議会の組織は以下のとおりです。(平成18年4月現在)



3 開催状況

信書便事業の許可や約款・管理規程の認可をしようとするときは、信書便法第37条等に基づき総務大臣は郵政行政審議会に諮問することとなっています。諮問された案件は、郵政行政審議会に設置された郵便・信書便サービス部会において、調

査審議が行われ、その結果は郵政行政審議会会長から総務大臣に答申されます。

郵便・信書便サービス部会の開催状況及び議事概要等は、総務省ホームページにて公開されています。

<参考> http://www.soumu.go.jp/menu_03/shingi_kenkyu/shingi/yusei/yusei.html